

# 大阪府条例第二十二号

大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の

## 一部を改正する条例

大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
2 第十条（記録等の整備） 2 第十一条（略） 2 二一・二二（略） 三 一 第十七条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 二 第二十八条第二項の規定による苦情の内容 五 三 第三十条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して行つた処置についての記録	2 第十条（記録等の整備） 2 第十一条（略） 2 二一・二二（略） 三 一 第十七条第五項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 二 第二十八条第二項に規定する苦情の内容 五 三 第三十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して行つた処置についての記録
第六条（職員の配置の基準） 第六条（略） 五 一 四 いう。規則で定める員数	第六条（職員の配置の基準） 第六条（略） 五 一 四 いう。規則で定める員数
2 六・七（略） 2 前項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 3 （略）	2 六・七（略） 2 前項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
第七条（処遇の方針） 第七条（略） 4 2・3（略） 4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身體を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。 5 養護老人ホームは、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。	第七条（処遇の方針） 第七条（略） 4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身體を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。 5 養護老人ホームは、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

		<p>二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>三 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>
7	(略)	<p>(協力医療機関等)</p> <p>第二十六条 養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。</p>
2		<p>養護老人ホームは、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たつては、次に掲げる要件を満たすよう一又は複数の医療機関を協力医療機関として定めなければならない。</p> <p>一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常に確保していること。</p> <p>二 当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常に確保していること。</p> <p>三 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。</p>
3		<p>養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認することとともに「協力医療機関」の名称等を、知事に届け出なければならない。</p>
4		<p>養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第二百四十四号)第六条第十七項に規定する第一種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</p>
5		<p>養護老人ホームは、協力医療機関が第一種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p>
6		<p>養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</p>
7	い。	<p>養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならぬ。</p>
	2	<p>養護老人ホームは、あらかじめ、歯科診療を行う医療機関との間に協力体制を整備しておこう努めなければならない。</p>

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条、第六条、第十一条、第十四条、第十七条、第二十条及び第二十三条の規定は公布の日から、第八条及び第十二条の規定は同年六月一日から、第三条、第九条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十二条の規定は令和七年四月一日から施行する。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

2 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における第四条の規定による改正後の大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第二十六条第二項、第五条の規定による改正後の大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第二十九条第二項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条、第五十四条及び附則第一十五項において準用する場合を含む。）、第十五条の規定による改正後の大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第三十五条第二項（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、第十八条の規定による改正後の大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第三十四条第二項（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）及び第二十二条の規定による改正後の大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第三十四条第二項（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければならない」とする。

(入所者等の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

3 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における新特別養護老人ホーム基準条例第二十三条の二第一項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）、第七条の規定による改正後の大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第一百六十七条の一第一項（新居宅サービス等基準条例第八十二条、第八十二条の二、第八十九条、第二百五条（新居宅サービス等基準条例第一百七条において準用する場合を含む。）及び第二百三十八条において準用する場合を含む。）、第十二条の規定による改正後の大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第一百四十二条の一第一項（新介護予防サービス等基準条例第六十一条、第六十六条の二、第七十三条、第八十三条（新介護予防サービ

ビス等基準条例第百九十八条及び附則第三十五項において準用する場合を含む。)及び第一百十九条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十二条の二第一項(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第四十条の三(新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準条例第四十条の二(新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

4 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における新居宅サービス等基準条例第百五十六条第六項(新居宅サービス等基準条例第百八十二条の二及び第百八十九条において準用する場合を含む。)、第百七十五条第八項、第百九十五条第六項及び第二百十条第八項並びに新介護予防サービス等基準条例第百三十八条第二項(新介護予防サービス等基準条例第百六十二条、第百六十六条の二、第百七十二条及び附則第二十一項において準用する場合を含む。)及び第百七十九条第三項(新介護予防サービス等基準条例第百九十八条及び附則第三十五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

5 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における新居宅サービス等基準条例第二百二十九条の二及び新介護予防サービス等基準条例第二百十二条の二の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。